

堺市地域福祉計画推進懇話会開催要綱

令和3年6月1日制定

1 目 的

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき策定する堺市地域福祉計画について、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、堺市地域福祉計画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 堺市地域福祉計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関する事項

3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、市長が依頼する20人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 堺市自治連合協議会から選出された者
- (3) 堺市校区福祉委員会連合協議会から選出された者
- (4) 堺市民生委員児童委員連合会から選出された者
- (5) 社会福祉に関係する活動を行う団体から選出された者
- (6) 市民活動の促進に寄与し、自ら活動を行う団体から選出された者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する構成員が、その職務を行う。

5 分野別会議の開催

懇話会の効率的な運営を図るため、分野ごとに構成員を招集して意見を聴取するための会議（以下「分野別会議」という。）を開催することができる。この場合において、分野別会議の進行は、出席構成員の互選により定められた進行役が行う。

6 関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 会議の公開

- (1) 会議は、公開するものとする。
- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱（令和2年制定）の定めるところによる。

8 会議録

市長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した構成員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

9 開催期間

令和3年6月1日から令和4年3月31日までの間とする。

10 庶務

懇話会の庶務は、地域共生推進課において行う。

11 協力

この要綱による懇話会の開催は、社会福祉法人堺市社会福祉協議会の協力を得て行うものとする。